

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

〔随意契約によるもの〕		審査対象期間	平成27年10月1日～平成27年12月31日契約締結分			部局名	四国厚生支局			
公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)
四国厚生支局徳島事務所事務室及びその他原状回復工事	支出負担行為担当官 四国厚生支局長 井原辰雄 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎4階	平成27年12月10日	日通不動産株式会社 高松支店 香川県高松市錦町1丁目2番2号	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 貸室賃貸借契約第23条の規定に基づき別途定めた原状回復に関する基準において「原状回復の施工は、賃貸人の指定する業者で行う。」と規定されているため、当該契約の相手方と随意契約を締結したものの。	2,782,080	2,782,080	100.00%	0	新規	所見なし

※ 別紙様式1から別紙様式4の備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ①低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ②随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかいないものにあつては、「1者」。
- ④新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。